

昭和二十六年政令第二百五十五号

道路運送車両法関係手数料令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二百五十五号の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百五十五号第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

<p>手数料を納付すべき者</p> <p>新規登録を申請する者</p>	<p>金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合）は、五百円）</p> <p>二 その他の自動車 七百円</p>	<p>2 法第百二條第二項の規定により国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>金額</p> <p>新規一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千五百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合）は、千円）</p> <p>二 登録識別情報（法第十六條第一項の申請（法第十五條の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定保安基準適合証の提出（法第九十四條の五の二第五項において準用する法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四條の五の二第五項において準用する法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車 二千円</p>
<p>変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者</p> <p>移転登録を申請する者</p> <p>法第十八條の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五條の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）</p> <p>輸出予定届出証明書の交付を申請する者</p> <p>運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者</p> <p>回送運行許可証の交付を申請する者</p> <p>登録事項等証明書等の交付を請求する者</p>	<p>金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合）は、五百円）</p> <p>二 その他の自動車 七百円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p>	<p>二 継続</p> <p>検査を申請する者</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千五百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合）は、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四條の五の二第五項において準用する法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千五百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四條の五の二第五項において準用する法第九十四條の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車 二千円</p>
<p>登録事項等証明書等の交付を請求する者</p> <p>現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの</p> <p>現在記録ファイル及び保存一件につき三百円</p>	<p>金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第七條第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合）は、五百円）</p> <p>二 その他の自動車 七百円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p> <p>一両につき七百五十円</p>	<p>三 構造</p> <p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千五百円</p> <p>四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>二十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>二十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>二十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>二十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>二十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>三十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>三十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>三十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>三十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>三十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>四十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>四十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>四十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>四十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>四十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>四十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>四十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>四十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>四十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>四十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>五十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>五十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>五十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>五十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>五十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>五十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>六十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>六十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>六十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>六十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>六十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>六十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>七十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>七十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>七十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>七十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>七十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>七十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>八十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>八十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>八十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>八十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>八十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>八十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>九十 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九十一 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>九十二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九十三 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>九十四 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九十五 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>九十六 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九十七 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>九十八 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>九十九 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> <p>百 検査対象軽自動車 千四百円</p>

安基準適合証の提出がある自動車 千 百円
二 限定自動車検査証の提出がある 自動車(限定保安基準適合証の提出が ない自動車に限る。)
イ 検査対象軽自動車 千二百円
ロ 検査対象軽自動車以外の自動 車 千三百円
三 その他の自動車
イ 小型自動車 二千円
ロ 検査対象軽自動車 千四百円
ハ 小型自動車及び検査対象軽自 動車以外の自動車 二千円

(国及び機構に納める手数料)  
**第二条** 法第百二条第二項に規定する者のうち機  
 構が行う基準適合性審査を受けようとする者

が、同条第三項の規定により、国に納めなけれ ばならない手数料の額は、一両につき四百円と し、機構に納めなければならぬ手数料の額 は、次のとおりとする。	手 数 料 金 額	一 新一両につき次に掲げる金額 規検査一 限定自動車検査証の提出がある自動 車を申請車(限定保安基準適合証の提出(法第九 十四条の五の二第五項において準用する 法第九十四条の五第九項の規定による申 請書への記載をもつて提出に代える場合 を含む。)がない自動車に限る。) 九百円 二 その他の自動車	二 継一両につき次に掲げる金額 続検査一 限定自動車検査証の提出がある自動 車を申請車(限定保安基準適合証の提出(法第九 十四条の五の二第五項において準用する 法第九十四条の五第九項の規定による申 請書への記載をもつて提出に代える場合 を含む。)がない自動車に限る。) 九百円 二 その他の自動車	三 構一両につき次に掲げる金額 造等変一 小型自動車 千六百円 更検査二 小型自動車及び検査対象軽自動車以 外 を申請 する者 千七百円	四 予一両につき次に掲げる金額 備検査一 限定自動車検査証の提出がある自動 車を申請車(限定保安基準適合証の提出がない自 動車に限る。) 九百円 二 その他の自動車	イ 小型自動車 千六百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以 外の自動車 千七百円
--	-----------------------	---	---	--	--	--

2 法第百二条第四項の規定により、国に納めな  
 ければならない手数料の額及び機構に納めなけ  
 ればならない手数料の額は、次のとおりとす  
 る。

手 数 料 を 国 に 納 め な ら な い 機 構 に 納 め な ら な い 手 数 料 の 額	一 自動一件につき、自動車審査試 験項目(自動車の構造、装 置及び性能が保安基準に適 合するかどうかを審査する ための国土交通省令で定め る試験の項目をいう。以下 この項において同じ。)のう ち申請に係る自動車の構造、 装置及び性能が保安基準に 適合するかどうかを審査す るために必要なものの自動 車審査試験項目別費用額 (自動車審査試験項目ごと に、その費用につき実費を 勘案して国土交通省令で定 める額をいう。)の合計額	二 特定一件につ 共通構造き七万円 部の型式 について 指定を申 請する者	三 特定一件につ 装置の型き五万円 式につい て指定を 申請する 者
--	---	--	---

かどうかを審査するために必要なものの特定装置審査試験項目別費用額（特定装置審査試験項目ごと）に、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額

備考  
一 その型式について法第七十五条の二第一項の指定を受けた特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを含む。）を有し、又はその型式について法第七十五条の三第一項の指定を受けた特定装置（同条第八項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを含む。次号において同じ。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、一の項下欄に定める額を減額することができる。  
二 その型式について法第七十五条の三第一項の指定を受けた特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、二の項下欄に定める額を減額することができる。

- 附 則  
この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。  
附 則（昭和二十七年四月二八日政令第一一六号）  
この政令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和三十一年四月一四日政令第九六号）  
この政令は、昭和三十一年五月十日から施行する。  
附 則（昭和三十八年九月一三日政令第三二六号）  
この政令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。  
附 則（昭和三十九年三月二日政令第八五号）  
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
附 則（昭和四十四年一月二九日政令第三〇八号）  
この政令中、第一条から第三条までの規定は、昭和四十五年一月一日から、第四条から第六条までの規定は、同年三月一日から、第七条の規定は、同年四月一日から施行する。  
附 則（昭和四十六年三月二九日政令第四九号）  
この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。  
附 則（昭和四十七年五月一日政令第一四二号）  
この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。  
附 則（昭和四十八年九月四日政令第二五四号）  
この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十八年十月一日）から施行する。  
2  
改正法附則第二条第三項の規定により道路運送車両法第五十九条の規定の適用について運輸大臣又は軽自動車検査協会に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するとみなされる検査対象自動車の新規検査を申請する者が同法第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、改正後の道路運送車両法関係手数料令表第八号の規定にかかわらず、七百円とする。

- 附 則（昭和四十九年二月二七日政令第四〇二号）抄  
この政令は、昭和五十年一月一日から施行する。  
附 則（昭和五〇年六月二四日政令第一九四号）抄  
この政令は、昭和五十年七月一日から施行する。  
1  
この政令は、昭和五十二年九月二六日政令第三三二号）  
附 則（昭和五十二年九月二六日政令第三三二号）  
この政令は、昭和五十二年十月二日から施行する。  
附 則（昭和五十六年三月二七日政令第五二二号）  
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
附 則（昭和五十七年九月二日政令第二四一号）  
この政令は、公布の日から施行する。  
附 則（昭和五十九年一月二四日政令第三三二号）  
この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。  
附 則（昭和六十二年三月二五日政令第六五号）  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
附 則（平成三年六月一八日政令第二一八号）  
この政令は、平成三年七月一日から施行する。  
附 則（平成六年三月二四日政令第七八号）  
この政令は、平成六年四月一日から施行する。  
附 則（平成六年一〇月二八日政令第三四〇号）  
この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。  
附 則（平成七年四月二二日政令第一八二号）  
この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十六号）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。  
附 則（平成九年三月一二日政令第二九八号）

- この政令は、平成九年四月一日から施行する。  
附 則（平成一〇年一〇月九日政令第三一九号）  
この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十四号）の施行の日（平成十年十一月二十四日）から施行する。  
附 則（平成一二年三月一七日政令第七九号）  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
附 則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄  
（施行期日）  
1  
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄  
（施行期日）  
1  
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。  
附 則（平成一四年二月二一日政令第三六九号）  
（施行期日）  
1  
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2  
この政令の施行前に一の種類の自動車整備士の技能検定を受けた者であつて学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格したものがする同一種類の自動車整備士の技能検定の申請（以下「再申請」という。）に係る手数料の額は、この政令の施行前における再申請の回数が一回である場合にあつては一回を限り、この政令の施行前において再申請をしていない場合にあつては二回を限り、なお従前の例による。  
附 則（平成一六年三月二四日政令第五四四号）  
この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。  
附 則（平成一六年六月一八日政令第二〇四号）  
この政令は、平成十七年一月一日から施行する。  
附 則（平成一七年五月二〇日政令第一八〇号）

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

附 則（平成一十七年五月二七日政令第一八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成一十八年三月三十一日政令第一二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月一七日政令第三一三号）

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

附 則（平成一九年一月一七日政令第三一五号）

この政令は、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日政令第八二号）

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二八年一月二六日政令第二一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月二六日政令第一一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 継続検査の申請（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車についてのもので

あって、道路運送車両法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって保安基準適合証の提出に代える場合に限る。）をする者に係る手数料の額については、平成三十一年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路運送車両法関係手数料令第一条の表十二の項下欄第一号口中「千二百円」とあるのは、「千五百円」とする。

附 則（令和元年五月二四日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一月三十一日政令第二一号）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。